

(様式第1号)

令和元年度 第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	令和元年11月3日(日) 10:00~11:15
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	委員長 寺見 陽子 副委員長 鎮 朋子 委員 鈴木 友典 委員 野村 智子 委員 矢尾 芳 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課主査 内野 裕太 こども・健康部子育て推進課主事 藤田 翔子 こども・健康部子育て推進課主事 片岡 睦美
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 委員委嘱
- (3) 委員長・副委員長の選出
- (4) 会議運営上の説明

<議題>

【報告事項】

- (1) 市立幼稚園・保育所のあり方について

【協議事項】

- (1) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について
- (2) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 市立幼稚園・保育所のあり方について
- 資料2 芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会の今後のスケジュールについて
- 資料3 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集条件の概要（案）
- 資料4 幼保連携型認定こども園の設置運営事業者の選定方法（案）
- 資料5 幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定基準（案）
- 資料6 採点方法について（案）
- 資料7 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール（予定）（案）
- 資料8 第1次審査～第3次審査のタイムテーブル（案）
- 参考資料A 昨年度に実施した募集における募集要項
- 参考資料B 昨年度に実施した募集における応募書類等
- 参考資料C 昨年度に実施した募集における芦屋市HP

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 委員委嘱

【委嘱】

【委員・事務局自己紹介】

(3) 委員長・副委員長の選出

(事務局藤田) 委員長，副委員長の選出につきましては，芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会規則第2条第2項により，委員の互選により定めることとなっております。まず，委員長につきまして，どなたかご推薦はありますか。

(鎮 委員) 寺見先生は，以前よりこの選定委員会の委員長を務めておられます。今の芦屋市の子育ての現状や課題をよく把握してくださっていますので，進行をお願いしたいと思いますが，いかがでしょうか。

(事務局藤田) 他に推薦はございませんか。

【他の推薦なし】

(事務局藤田) では寺見先生に委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

次に副委員長につきましても委員の互選となっております。どなたかご推薦ありますか。

(鈴木委員) 私は前回から公認会計士という立場で財務面を確認することから委員をさせていただいておりますが，この委員会での今後の活動内容を考えますと，事業者の選定にあたりより一層保育の中身について確認していくことが重要であると考えます。そのため，前回に引き続き鎮先生に副委員長を務めていただき，

会議の進行等の補佐を頂くのが最もよいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

【他の推薦なし】

(事務局藤田) では鎮先生に副委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。お手数ですが、委員長、副委員長席へそれぞれ移動をお願いいたします。

【委員長、副委員長 座席移動】

【寺見委員長一挨拶】

【鎮副委員長一挨拶】

(4) 会議運営上の説明

(事務局藤田) それでは、事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。

会議における発言内容や委員名は公開が原則です。議事録を正確に作成するために、会議内容は録音させていただきたいと思ひます。また、ご発言の際には委員長の指名を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

続きまして本日は委員5名の内、5名が出席ということで、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の会議の傍聴を希望される方はおられません。

それでは、議事の進行につきましてよろしくお願ひいたします。

(委員長) 委員の皆さま、ただいま事務局から説明がありました委員会の公開の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(委員長) では、傍聴者はおられないようですので、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

【事務局より資料確認】

(鈴木委員) 資料の中身の話になりますが、よろしいでしょうか。前回の公募の際に事務局にお伝えしましたが、参考資料Bの収支予算計画書について、エクセルの作表でセルを結合されている場合、データ加工時に不便です。見た目が悪くなる可能性はありますが、セルを結合しないようにしていただきたいです。

(事務局田中) データを加工することが難しいという意見を昨年度にいただいておりましたので、データをお渡しする段階で対応させていただきます。

<議題>

【報告事項】

(1) 市立幼稚園・保育所のあり方について

(事務局田中) 資料1「市立幼稚園・保育所のあり方について」をご覧ください。

こちらの資料は、現在本市で取組を進めております「市立幼稚園・保育所の

あり方」について図示したものです。図の見方ですが、左側の列が幼稚園、真ん中の列が今回変化のあるところ、右側の列が保育所、さらに一番右側の列が待機児童などの状況の数字を記載しており、このような4列で表示しております。また、北から南へ順番に上から下へという流れでございます。

詳細につきましては、時間の都合で説明を割愛させていただきますが、みなさまに委員委嘱をさせていただいております2年間において、本選定委員会で審査を予定している部分を赤枠囲みで表示しておりますので、その点を中心に説明させていただきます。

まず、2つ目の点線のくくりの精道圏域の打出保育所と大東保育所についてですが、それぞれ運営主体を公立から民間法人に移管することとしており、移管時期については、打出保育所及び大東保育所ともに令和4年4月としております。

それから、その少し下にこちらもまた令和4年4月に伊勢幼稚園敷地を活用した私立認定こども園を開園させることとしております。こちらは、その一つ上の白抜きの枠と関連しており、伊勢幼稚園と潮見圏域の新浜保育所を西蔵町市営住宅のあった跡地に統合させ、(仮称)市立西蔵認定こども園を開園させることで、伊勢幼稚園敷地の活用が可能となりますので、定員150名程度の私立幼保連携型認定こども園の誘致に取り組むものです。

それでは、次に、これらの3事案について本委員会で今後どのように取り組んでいくのかを説明させていただきますので、資料2「芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会の今後のスケジュールについて」をご覧ください。

こちらの資料には上下に二つのスケジュール表がございますが、上が市立伊勢幼稚園敷地を活用した幼保連携型認定こども園の整備に関するスケジュールについて、下が市立打出保育所及び市立大東保育所の民間移管に関するスケジュールについての表となっております。ご覧のとおり下の表の項番2「市立打出保育所及び市立大東保育所民間移管」についてのスケジュールは、現在保護者会等との協議を進めている関係もあり、検討中となっておりますことから、本日の資料においてお示しできておりませんが、確定次第事務局案を提示させていただきますので、その際は本委員会においてご審議いただきたく存じます。

そのため、本日の委員会におきましては、上の表の項番1「市立伊勢幼稚園敷地を活用した幼保連携型認定こども園」についてご審議いただきますので、表の見方を説明させていただきます。一番左の列の上から二行目の「市立伊勢幼稚園敷地を活用した幼保連携型認定こども園」が本委員会に関する事で、その下の3行は関連することとして伊勢幼稚園と新浜保育所の統合による(仮称)市立西蔵認定こども園の整備を記載しております。令和2年度末に伊勢幼稚園が閉園することにより、令和3年度からは伊勢幼稚園敷地の活用が可能となりますので、令和3年度中に既存園舎の解体と新園舎の建設を行い、令和4年度からは私立の認定こども園として開園する計画としているものです。そのため、近隣住民への説明会や新園舎建設に関する設計に要する期間を考慮し、来年6月末までには事業者を決定したいと考えております。選定に要するスケジュール等は後程協議事項としていっている中でご審議いただきたく存じます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

(委員長) 事務局から説明がありました。委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

【特になし】

(委員長) 特になしというでしたら、事務局は次の資料説明を行ってください。

【協議事項】

(1) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について

(事務局田中) それでは、協議事項の項番1「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集について」を説明させていただきます。ここからの説明は前半と後半に分けて説明をさせていただきます。まず、前半として資料3及び参考資料Aを基に募集条件の概要を、次に、後半としてその他の資料を基に選定方法等について説明させていただきます。

それから、この議題に関するいずれの資料につきましても、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度が開始することに向けた取組から数えますと、幼保連携型認定こども園の公募については3回、認可保育所の公募については1回、小規模保育事業の公募については3回行ってきておりまして、それらの内容を基に整理させていただいております。そのため、ここからの説明につきましては、時間の都合上今回の募集における特徴的なことや前回からの修正点等を中心に説明をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

資料3「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集条件の概要(案)」をご覧ください。

項番1「募集する場所」ですが、令和2年度末をもって閉園いたします芦屋市伊勢町に所在する現市立伊勢幼稚園の敷地です。

項番2「開園年月日」ですが、令和4年4月1日です。

項番3「土地・建物等の条件」ですが、「(1)土地について」では、今回市の土地を活用して募集するため、その貸付け条件について行政内部で関係部署と協議を行っているところですので、「(調整中)」とさせていただいております。次に、「(2)建物について」では、事業者が新設することとしており、既存建物等は事業者で解体撤去することとしています。

項番4「応募資格」についてですが、保育所、幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園を現に運営し、その運営期間が3年以上であり、近畿二府四県で第3次審査(実地調査)希望施設を運営している社会福祉法人としており、前回公募である昨年度の朝日ヶ丘幼稚園敷地を活用した幼保連携型認定こども園の公募条件と同様です。幼保連携型認定こども園の設置主体は、私立の場合は学校法人か社会福祉法人に限定されていること、今回の募集における定員の大半が2号・3号認定子どもであること、応募資格という土俵を揃えることにより提案内容等の審査の充実を図りたいと考えたことから、前回同様社会福祉法人に限定することとしております。なお、今後の公募においても社会福祉法人に限定し続ける、ということではなく、今回募集する施設の定員等の要素を考慮した結果でございますので、今後の公募における応募資格については、その都度、案件ごとに精査していくことを申し添えます。

項番5「利用定員に関する事」についてです。まず、(1)については、150人前後としつつも、2号及び3号認定子どもの利用定員については、90人から120人までとしており、これらの兼ね合いの中で事業者がどのような提案をするのか創意工夫を促したいと考えております。次に、(2)については、一行目

後半からの「また、3歳児の利用定員は、2歳児の利用定員より3人以上多く設定すること。」という部分が今回の公募で初めて求める条件となっております。この趣旨でございますが、現在、市内の認可施設の保育定員について2歳児の定員が、3歳児の定員を上回っており、3歳児に進級する際の入所のご案内に際して保護者の皆様にご不便をおかけしている状況でございます。本市としましては、市立の精道こども園や（仮称）市立西蔵認定こども園において、2歳児と3歳児の定員の逆転現象の解消にも取り組んでまいりますが、今回の募集施設においてもこの解消に御協力をいただく条件を盛り込むこととさせていただきます。そのため、令和4年4月に今回の募集施設が開園すれば、現時点では、市内全域で見た際の保育定員について2歳児と3歳児の逆転現象について解消する見込みとなっております。

項番6「既存建物等の解体撤去費について（市単独補助）」ですが、幼稚園舎の解体撤去費は、市で工事をすることもできますが、選定された事業者が解体撤去工事を行いその費用を市が負担する方が、工期・費用面で効率的であるため、市の想定で積算した上限5,500万円の市単独補助を行いたいと考えております。

項番7「その他の条件について」ですが、民間施設を新たに誘致するという事案については基本的には、これまでの公募で積み上げてきた昨年度の募集条件等に倣って募集を行うことを考えております。そこで、冒頭にも申し上げましたが、本日の選定委員会においては、今回の公募において特徴的なことや、応募資格や定員設定などの事業者募集における主な項目について概要をお示しさせていただいた次第です。本日の委員会でご審議いただいた内容を踏まえ、公募開始までに内容を精査してまいりたいと存じます。なお、直近の募集要項や応募書類については、参考資料Aとしてお配りしておりますので、ご覧いただければと存じます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

（委員長） 事務局から説明がありました。委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

【特になし】

（委員長） 特になしでしたら、事務局は次の資料説明を行ってください。

（事務局田中） 資料4「幼保連携型認定こども園の設置運営事業者の選定方法（案）」をご覧ください。

まずは、1ページに記載の表の見方から説明をさせていただきますが、一番左に「審査項目」という列を設け、上から順に「事業者の状況」「園の組織・体制」「園の運営」といった三つの点を審査いただきます。また、それぞれの審査項目に関して、その右側の「区分」という列において提案内容を細分化し、それぞれの区分において採点いただくこととしています。なお、一番右の列においては各区分を採点するためにより細分化した「審査・評価内容」を設け、それらを総合的に審査・評価いただきたく存じます。

それでは、前回からの修正箇所である朱書き部分を中心に説明をさせていただきます。審査項目が「園の組織・体制」、区分が「職員の育成・配置」の、「審査・評価内容」の三行目において「・施設長」の文言を削除していますが、これは、

前回の公募では小規模保育事業所や認可保育所の運営をすることも公募条件としていたために必要であった文言で、今回は認定こども園のみの運営を公募条件としていることから、規定の整理のため「園長予定者」という記載に一本化しているものです。次に、その少し下に「支援・」という文言を削除し、「保護者」という文言を「世帯」に修正している部分がありますが、ここでの「支援」については「家庭支援」に一本化することと、家庭支援が必要な「保護者」だけでなく子どもも含めた「世帯」への対応も包含するような規定の整理を行っております。

2ページをご覧ください。項番2「第2次審査（事業者面接）」に関して、出席できる方の例示として「設計担当者」を加筆するとともに、出席人数の上限を3名から5名に増員しております。この修正のねらいとしては、より多面的な質疑に回答できる環境を整えることで、提案内容の審査の質を高められるのではないかと考えたためです。なお、5名としている想定の内訳としては、記載のとおり「事業者の代表者」「園長予定者」「会計担当者」「設計担当者」の4名に加え、もう1名分の出席を可能とすることで、実地調査希望施設の施設長等も出席することができますので、応募事業者が提案内容をアピールし、かつヒアリングにおいて応答しやすい環境にもつながるのではないかと考えております。

次に、項番3「第3次審査（実地調査）」に関して、規定の整理のため「園長」という記載から「施設長」という記載にさせていただいておりますことと、表の左の列の上から四行目の部分で「に関する計画」を削除しているのは、実地調査として現地で審査することとしては、計画だけでなく、計画に基づいて展開されている教育・保育の状況を審査いただいておりますので、より実態に近い表現とするため、削除しております。その下の行の修正箇所は先ほど1ページ目で説明した内容と同様です。

以上のとおり、規定の整理を含めいくつかの修正箇所を説明させていただきましたが、選定方法自体は前回同様としております。第1次審査として書類審査を行い最大3事業者に絞り込み、第2次審査として事業者面接を行い最大2事業者に絞り込み、第3次審査として実地調査を行い事業者の選定をするという三段階で審査をする点や、第1次審査と第2次審査は審査項目を同じものとし、第2次審査は、第1次審査との合算ではなく、第2次審査の事業者面接の得点をもって最大2事業者を選定するものとしている点や、第1次審査から第3次審査のそれぞれにおいて、各審査項目で5割以上、合計点の7割以上を基準点として、それ未満の事業者は審査を通過できないものとしている点は前回同様の取り扱いとなっております。

続きまして、資料5「幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定基準（案）」をご覧ください。

こちらの資料は、第1次審査から第3次審査における、各審査項目等の配点と、委員の皆様へ採点をいただく際の主な着眼点を、先程の資料4にお示しした表の一番右側に追記し、審査における参考として活用していただくものとしております。

それでは、こちらの資料の説明につきましても、前回からの修正箇所を中心に説明をさせていただきます。2ページの修正箇所と次の3ページの右上二行目の部分は、先程の資料4でお話した内容と同じです。

それから、3ページの右の列の真ん中あたりに二か所「連携施設との利便性はよいか。」「具体的な支援内容が双方で検討されているか。」を削除している点については、前回の公募では小規模保育事業を運営いただく事も併せて公募条件としていましたので、小規模保育事業所に確保が義務付けられている連携施設についての利便性や支援内容の検討状況に関して、主な着眼点の一つとしておりましたが、今回の公募は幼保連携型認定こども園の募集のみですので、削除しております。

5ページ及び6ページの修正箇所についても、資料4の記載内容と整合を図るものとしております。

それから、この選定基準に関連しますので、参考資料B「昨年度に実施した募集における応募書類等」をご覧ください。事業者の選定においてはこのような書類を基に、委員の皆様にご採点をお願いしております。資料4でお話しましたとおり選定基準に大きな修正点を予定しておりませんので、この度の募集につきましても基本的には前回の応募書類を基本としながら、公募開始に向けて、これまで同様次の2つの視点を基に最終調整を進めてまいります。一つ目が、委員の皆様がより審査しやすくなるような補助的な資料作成につなげるという視点です。具体的には、これまでも行ってまいりましたが、応募事業者の提案内容等を横並びで一覧形式にするなどの工夫をしてまいります。それから、二つ目が、資料4に記載をしております選定基準の主な着眼点の内容が、応募書類からより読み取りやすくなるようにするという視点です。具体的な例で言いますと、参考資料Bの36ページ上段の枠には「事業者の基本理念、基本方針、目標等」を文字数制限なしで記載いただく欄としており、それを13ページの一番右の列の上から五行目の白抜きの枠に250文字以内に要約することとしておりましたが、250文字まででは要約しきれない提案項目もございますので、可能な部分については提案項目を細分化することと、文字数を400字までで提案いただく形式にすることを検討しております。それにより、応募事業者の提案内容の全容が、より一層委員の皆様にご伝わるような工夫をしてまいります。なお、これに伴いまして、自由記載欄の内容を要約するという形式ではなく、全ての応募事業者が一定の文字数制限の中で平等に提案内容を記載いただく形式に変更させていただきたいと考えております。

続きまして、資料6「採点方法について(案)」をご覧ください。

項番1「採点方法」の(1)の表についてですが、前回同様、採点に一定の規則性を持たせることで、委員間での採点のバラつきが過剰にならないような仕組みづくりをしております。それから、(2)についても、前回同様ですが、誤解がないように念のためご説明をさせていただきます。ここで記載しておりますのは、決して第1次審査から第3次審査まで全ての審査に出席いただいた委員の点数のみを集計するというのではなく、第1次審査、第2次審査、第3次審査のそれぞれの審査において全事業者の選定に携わった委員の点数を集計いたします。そのため、それぞれの審査における出欠の状況により、集計内訳となる委員の構成人数が、それぞれの審査において異なる可能性がございますが、選定委員会としての得点については、(3)に記載のとおり、平均点を採用することとし、委員の点数を合計することではございませんので、会としての点数には問題がないと考えております。なお、第3次審査としては最大で2事業者の審査を要しますが、各事業者で1日ずつ審査いただきますので、

最大で2日に分けて選定委員会を実施することになります。そのため、第3次審査につきましては、両方の運営施設を調査いただいた方の点数のみを採用させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

続きまして項番2「留意事項」ですが、(1)では、第1次審査・第2次審査・第3次審査いずれにおいても、各審査項目の5割を基準点とすることを記載しており、(2)では、全体の得点の7割を基準点とすることを記載しております。2ページに移りまして(3)では、審査通過の可否を左右するような同点事業者が発生した場合の優劣の考え方を記載しており、市内法人を最優先とし、記載の順で優先していくものとしております。なお、前回からの修正項目として、「イ」において、「又は認定こども園」を追加しておりますが、市内での実績がある事業者を優先されるという考え方を現在の本市での運営実態に合わせたものです。

続きまして、資料7「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール（予定）（案）」をご覧ください。

まず、表の二行目の募集要項の配布ですが、12月9日からとし、応募書類の受付は来年1月29日から31日までの3日間を予定しております。その後、3月中旬に応募のあった提案内容について、委員の皆様へ情報共有を図るための選定委員会を開催させていただきたいと存じます。こちらも前回同様ではございますが、委員間での採点のバラつきが過剰にならないような仕組みづくりのひとつとして、応募書類について情報共有や事業者へ確認したい事項をお聞かせいただき、事業者への確認事項の回答を整えた上で、その後に第1次審査に進んでいくという流れにしたいと考えております。その後、4月中旬に第1次審査、5月中旬に第2次審査、6月中旬に第3次審査を経て、6月下旬に事業者の決定・結果公表を行うこととしております。その後、令和2年度末をもって市立伊勢幼稚園は閉園になりますので、令和3年度からは、既存園舎の解体と新園舎建設の工事を行い、令和4年4月1日に運営を開始するスケジュールとしております。なお、今後の選定委員会の開催時期は委員の皆様との日程調整を行った後に決定させていただくことから、この資料に記載している時期とは変更になることがございますので、予めご理解ください。

続きまして、資料8「第1次審査～第3次審査のタイムテーブル（案）」をご覧ください。

こちらの資料は、第1次審査から第3次審査までのタイムテーブルを記載しております。項番1「第1次審査（書類審査）」ですが、開会に5分間、その後50分間程度で委員の皆様へ応募書類についての意見交換をいただき、その後採点をしていただきます。採点を集計したのち、45分間程度で第2次審査対象事業者について情報共有を図りたいと考えております。

次に、項番2「第2次審査（事業者面接）」ですが、今回は面接時間を各事業者85分間から80分間に変更しております。その理由としましては、提案内容が多岐に渡りますので、プレゼン時間が前は10分間だったところ15分間に変更することで、より審査の充実につなげたいと考えました。また、質疑時間を60分間から50分間に変更しておりますが、質疑時間がその場の流れで若干伸びる可能性も想定すると、初期設定としては50分間としておくことで、これまで全体で4時間45分間を要していた第2次審査について、委員の

皆様の負担軽減を図ることから、前回よりも15分間ではございますが短縮できるような工夫を講じることとしております。

次に、項番3「第3次審査(実地調査)」ですが、第3次審査は事業者が現在運営している施設での実地調査となり、施設の運営状況についての聞き取りを行うとともに、施設で行われている教育・保育の状況等を調査するものとしております。なお、訪問先によって開始時間は若干前後すると思いますが、イメージとしては朝の9時ごろに集合し、12時10分頃に終了するようにしたいと考えております。できるだけ委員の皆様が審査しやすいように実地調査の進行について事務局としてできる限りの努力はしてまいります。それから一番下の※印に記載のとおり、実際の進行においては審査に関する協議等によりこのタイムテーブルのとおり進まない場合もございますこと、予めご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。

(委員 長) 事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いいたします。

私からは資料4について質問させていただきます。2ページの第3次審査(実地調査)の表の四行目ですが、「審査項目」の欄では「教育・保育」となっていますが、「審査・評価内容」の欄では「教育及び保育」と表記されています。何か意図はありますか。

(事務局田中) 幼保連携型認定こども園教育保育要領の中でこのような記載になっていたかと思えます。ご意見としましては、何か意味があるのであればそのままの表記でいいが、なければ統一した方がいいのではないかとということでしょうか。

(委員 長) 「及び」、「並びに」、「又は」では意味合いが違ってくる場合があります。幼保連携型認定こども園教育保育要領の中でこのような表現が使われているのであれば、そのままでもいいかと思えます。もし、統一されるのであれば、参考資料Bについても、統一していただきたいです。

(野村委員) 資料3の「3 土地・建物等の条件」の「(2)建物について」ですが、「樹木等現市立伊勢幼稚園の附属物等をできるだけ残すよう配慮すること。」と記載がありますが、残すべき樹木等の指定はされないのでしょうか。

(事務局田中) 朝日ヶ丘幼稚園敷地での公募の際にも指定はしていませんでした。現段階では指定をしない予定です。樹木の設置場所等によって、条件にすることが難しい場合もあるため、「できるだけ残すよう配慮すること」という表記にしたいと考えています。

伊勢幼稚園への聞き取りでは、「桜の木はありませんが、ビワなどの果樹が人気です。」とのことでした。残して欲しいという指定はありませんでした。どのような配慮を行うのかは、事業者に委ねたいと思えます。

(野村委員) そのあたりも選定材料の一つとして考えてよろしいですか。

(事務局田中) 審査項目としましては、「様式13 関連」に該当するかと思えますが、どの樹木を残して欲しいという要望があれば、評価の対象になるかと思えますが、指定がない場合、採点の評価にすることは難しいのではないかと思います。

(野村委員) 特に指定がないのであれば問題ないかと思えます。

資料4の表中の区分の一番下の「その他の提案」についてですが、「審査・評価内容」欄に「その他配慮する取組や提案」と記載がありますが、配慮する取組という意味合いを教えてくださいませんか。

(事務局田中) 資料5の3ページをご覧ください。その他の提案としましては、園の運営における安全対策、自転車での送迎、地域への対応に関するものです。また、事業者が想定している施設整備計画にも関係してくることかと思えます。園の運営の審査項目で書き切れなかった部分として記載しています。

(委員長) 伊勢幼稚園の現在の環境を残してほしいということでしょうか。

(野村委員) シンボルツリー等があれば、明確にお伝えした方がいいと思いました。幼稚園から特に要望がないというのであれば問題ないかと思えます。

(委員長) 伊勢幼稚園の中庭は、子どもの自然環境としてとてもよいと思えます。条件を付けすぎることはいけないと思いますが、この環境を残してほしいなどの要望はありませんでしたか。

(事務局田中) 再度教育委員会に確認いたします。例えば、伊勢という名前を残してほしい、この木を残してほしいという要望がありましたら、可能な限り対応したいと思います。

それから、市のホームページには、伊勢幼稚園のホームページをリンクさせ、幼稚園の取組を紹介する予定としています。具体的には、参考資料Cの4ページの「募集する場所に関すること」の中見出しの2項目に「朝日ヶ丘町499番1、499番2、500番の一部」があります。その一行目に朝日ヶ丘幼稚園のホームページのリンクを貼っていました。こちらにつきましては、引き続き継続したいと考えています。事業者が伊勢幼稚園のホームページを見ることが出来る環境を整え、それを踏まえてどのような提案があるのか、仕掛けづくりをしたいと思えます。

(委員長) 条件を付けすぎると、事業者もやりにくくなるのではないかと思えます。

これから先、地域の拠点事業にさせていただかなければいけないと思えます。園庭開放等も行っており、伊勢幼稚園には、広くて子どもがどこでも遊んでいのように中庭があり、池があるような環境が作られてきました。それを解体することは心苦しいです。環境を重視した設計をしてほしいと思いました。過去を残したいのではないですが、木は大きくなるのに何十年とかかります。それまでに子どもは大きくなってしまいますので、自然を残した園庭づくりをしてほしいです。新規の案件なら別ですが、もし考慮する余地があるのであれば、心にとめていただければと思います。

(事務局田中) 補足ですが、参考資料Bの119ページをご覧ください。施設の整備計画を提案いただく部分があります。例えば、119ページには二枠しかありませんが、それをもう少し細かくし、樹木等の配慮をどのように考えたのかということ、提案内容として記載いただくことは可能です。まず、伊勢幼稚園にどのような樹木があるのかを、意向を確認しなければいけませんが、それをまとめることが可能であれば、委員の皆さまにご覧いただくことは可能かと思えます。

(委員長) 時間的余裕があるのであれば、応募書類の検討をしていただきたいと思います。

(矢尾委員) 伊勢幼稚園の今いる保護者から何か話を聞かれましたか。

(事務局田中) この案件ではなく、「市立幼稚園・保育所のあり方」を説明する中で伊勢幼稚園の保護者の方と話をしています。また、西藏認定こども園に将来的に転園する可能性がある方もいますので、西藏認定こども園の設計等に関する説明会も行いました。

(矢尾委員) 伊勢幼稚園の保護者の方から何か要望はありましたか。

(事務局田中) 今のところ子育て推進課としては把握しておりません。

- (委員長) ニーズに応えることは大切だと思いますが、現段階から調査をすることは難しいと思います。子どもの庭として環境整備をしてほしいと思います。
- (鈴木委員) 前回公募の朝日ヶ丘幼稚園敷地と今回の伊勢幼稚園敷地では規模感が違いますか。定員が200人と150人という違いだけでしょうか。なぜなら、昨年度公募の朝日ヶ丘幼稚園敷地と今回公募する伊勢幼稚園敷地の認定こども園はどちらも令和4年の開園です。準備期間が異なりますが、これは規模が違うからでしょうか。
- (事務局田中) 昨年度公募を行った朝日ヶ丘幼稚園敷地は定員を150～200人としていましたが、今回の伊勢幼稚園敷地では定員を150人程度としています。朝日ヶ丘幼稚園敷地は、土地が3,000㎡程ありますので、定員の設定を150人～200人と設定することが可能でしたが、伊勢幼稚園は2,000㎡程です。200人は難しいのではないかと考えています。
- 開園日が同じになっている理由ですが、朝日ヶ丘幼稚園の立地としまして、斜面地に建っており、解体して新園舎を建てるとなると、伊勢幼稚園敷地のように平地での作業ができませんので、単年度で建設することが難しいですが、伊勢幼稚園敷地の場合、平地ですので単年度での建設が可能ということから、昨年度公募の朝日ヶ丘幼稚園敷地と今年度公募の伊勢幼稚園敷地の開園日が同じとなっております。
- (副委員長) スケジュールの確認をしっかりと行い、着実にこなしていかなければならないと感じました。
- (事務局田中) いただいたご意見につきましては、再度教育委員会に確認し、対応させていただきます。
- (委員長) 朝日ヶ丘幼稚園敷地の時に園庭の話はありませんでしたか。
- (事務局田中) 特段はございませんでした。
- (委員長) 何か環境として残っていますか。
- (事務局田中) 擁壁があることと、駐車場を敷地内に19台用意することを募集要項にしていました。現在、法人が設計をしている最中ですので、樹木がどのようになるのかはまだ決まっていません。
- (鈴木委員) 選定と直接は関係ありませんが、資料1を拝見して、待機児童がたくさんいるから新しい施設を造っていることは分かります。しかし、20年、30年経ち、人口が減ってきた時に、新しい施設を残し古い施設を閉園するのか、全体的に定員を縮小させるのか、市としての考えはありますか。
- (事務局田中) 保育ニーズが右肩上がりの状況もいずれは頭打ちになり、人口が減少していくことも考えると、どこかのタイミングで保育定員の減少局面を迎えることもあるかもしれません。現に1号認定子どもにつきましては、ニーズが下がってきており、想定すべきだと思いますが、現段階で市の方針としてお示しできるものはありません。
- (鈴木委員) 保育を行うための最低基準は満たさないといけません。立派な施設を作るより、10年くらい持ったらいいという施設があってもいいのではないかと思います。建てる側としましてはそうはいかないかもしれませんが、それなりのものを建てた方が評価されるというものもあればいいのではないかと思います。
- (委員長) 大事なことではありますが、未来の見通しと同時に今をどうするのか、難しいですね。

事務局から何か連絡事項はありますか。

【事務局から連絡事項】

(委員長) それではこれもちまして、第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

<閉会>